

○理容師、美容師の施術内容に関すること

理容師、美容師の施術内容に関して、「理容師法及び美容師法の運用について(平成27年7月17日付健発0717第2号厚生労働省健康局長通知)」により、近年における利用者の社会風俗の変化等に伴い、次のとおり改正されました。

【国通知の内容】

- 1 理容又は美容には、それぞれ理容師法第1条の2第1項又は美容師法第2条第1項に明示する行為のほかこれに準ずる行為が一定の範囲内で含まれるものであり、理容師又は美容師は、それぞれこれらの行為を業として行い得るものであること。
- 2 1の趣旨にもとづき、理容師又は美容師が行い得る範囲等については、次により取り扱うこととする。
 - (1) 理容師がパーマントウェーブを行うことは差し支えないこと。
 - (2) 美容師がカットを行うことは差し支えないこと。
 - (3) 染毛は、理容師法第1条の2第1項及び美容師法第2条第1項に明示する行為に準ずる行為であるので、理容師又は美容師でなければこれを業として行ってはならないこと。

【参考条文】

○理容師法第1条の2第1項

この法律で理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。

○美容師法第2条第1項

この法律で「美容」とは、パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。

【改正内容】

○理容師による施術

(従来の扱い) 男性へのコールドパーマントウェーブを行うことができる。



改正

(現行の扱い) 性別にかかわらずパーマントウェーブを行うことができる。

○美容師による施術

(従来の扱い) 男性へのカットは、コールドパーマントウェーブに付随したものとして行うことができる。



改正

(現行の扱い) 性別にかかわらずカットを行うことができる。